

いわき市における保育所整備の具体策について（答申）

平成 18 年 2 月 10 日

いわき市社会福祉審議会

目 次

はじめに	P 1
1 公立保育所の民営化	P 2
(1) 民営化対象施設の選定	
(2) 民営化の方法	
(3) 具体的な民営化対象施設	
2 公立保育所の整備	P 6
(1) 整備する保育所の選定	
(2) 整備する保育所の優先順位	
(3) 年次計画（例）	
(4) 廃止を検討する保育所の選定	

はじめに

少子化がますます進行している現在、いわき市においても、出生数が減少傾向にある中で、核家族化の進行や就労形態の多様化等により、保育所に対する需要は増大しており、また保育ニーズも多様化しております。

現在、いわき市には 42 か所の公立保育所がありますが、多くの施設で老朽化が進んでいることから、保育環境の向上を図るため、計画的な整備が必要となっており、また、特別保育事業等、保育サービスの充実が求められているところであります。

そのような状況を踏まえ、「新・いわき市子育て支援計画」において、「保育所の整備」及び「保育所のあり方についての検討」が位置づけられたことから、平成 16 年度、本分科会は、「いわき市における保育所整備のあり方について」の諮問を受け、「保育所の適正配置」、「民間活力の活用」及び「保育所と幼稚園の連携」の 3 つの視点から答申をしたところであります。

また、今回、市が保育所整備の具体的な計画を策定する必要があることから、その対象施設を選定するに当たり、本分科会に対して「いわき市における保育所整備の具体策について」の諮問がなされたことから、「公立保育所の民営化」及び「公立保育所の整備」について、具体的な対象施設の選定等を延べ 4 回にわたり検討を重ね、意見をまとめました。

本分科会の意見は以下のとおりです。

1 公立保育所の民営化

公立保育所の民営化の実施に当たっては、次の考えにより実施することが望ましいと考える。

(1) 民営化対象施設の選定

対象施設

原則として都市部にある保育所は全て民営化するものとするが、そのうち、当面、現状のまま移譲できる保育所（特段の補修を必要としない保育所）を優先して移譲を進める。

- 1 都市部とは、旧市部及び四倉・好間地区をいう。
- 2 現状のまま移譲できる保育所は、原則として移譲時点において、減価償却年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令）」に規定する耐用年数）を超えていないことをもって判断する。
- 3 都市部にある保育所のうち、現状のまま移譲できる保育所以外の保育所(16施設)については、改築等を行った上で移譲を検討する。

優先順位

対象施設について、次の判断項目により優先順位を付した上で、計画的に実施する。

- ア 建築後経過年数
- イ 建物構造
- ウ 入所児童数
- エ 定員充足率
- オ 敷地状況

(2) 民営化の方法

実施時期

民営化の実施に当たっては、保育所に入所する児童の保護者や地域住民等、市民の十分な理解を得る必要があること、また、円滑な保育を実施するための十分な引継期間の確保、さらには、移譲を受ける法人の受け入れ体制等を踏まえれば、一度に多くの施設を民営化することは困難である。

以上を踏まえ、最初の民営化の実施は、民営化対象施設の決定の4年後（平成17年度中に決定する場合には、平成21年度を初年度）とし、以後4年ごとに実施する。

財産の取扱い

- ア 保育所用地は、無償貸与とする。
- イ 保育所建物は、有償譲渡とする。
- ウ 保育所備品は、無償譲渡とする。

移譲先の選定

移譲先法人の選定は、公募によるものとし、客観的な選考を行うため、選考基準を明確にするとともに、有識者等の第三者で組織する選考委員会を設置し、当該委員会の選考結果を踏まえ選定する。

（選考基準例）

- ア 経営の安定度
- イ 法人組織の適格性
- ウ 理事長及び施設長の適格性
- エ 職員の配置及び研修体制
- オ 保育内容の適切性
- カ 保護者や地域社会への対応の考え方 など

なお、具体的な選考基準の項目については、国が示す「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」を参考にされたい。

その他

移譲先の法人については、先の答申において「保育所の経験を有する市内の社会福祉法人」としているが、現在国においてモデル事業を実施している総合施設の今後の展開等を見極めながら、市として総合施設を実施する必要がある場合においては、学校法人の参入について再度検討する必要があると考える。

(3) 具体的な民営化対象施設

対象施設の優先順位

前述の「民営化対象施設の選定（P2）」に基づき、当面、優先して移譲を進める保育所19施設の優先順位は、次のとおりである。

- 1 愛宕保育所（小名浜地区 定員 150名）
- 2 梅香保育園（平地区 定員 100名）
- 3 植田保育所（勿来地区 定員 110名）
- 4 錦保育所（勿来地区 定員 100名）
- 5 好間保育所（好間地区 定員 70名）
- 6 綴保育所（内郷地区 定員 120名）
- 7 渡辺保育所（小名浜地区 定員 50名）
- 8 常磐第一保育園（常磐地区 定員 50名）
- 9 四倉保育所（四倉地区 定員 100名）
- 10 下川保育所（小名浜地区 定員 50名）
- 11 菊田保育所（勿来地区 定員 70名）
- 12 滝尻保育所（小名浜地区 定員 80名）
- 13 豊間保育園（平地区 定員 100名）
- 14 川部保育所（勿来地区 定員 45名）
- 15 古湊保育所（小名浜地区 定員 120名）
- 16 常磐第二保育園（常磐地区 定員 70名）
- 17 宮保育所（内郷地区 定員 80名）
- 18 永崎保育所（小名浜地区 定員 80名）
- 19 山田保育所（勿来地区 定員 60名）

年次計画（例）

民営化は、移譲先法人の受入体制や地区的なバランス等を考慮し、4施設程度ずつを目安に年次計画で実施する。

なお、民営化の実施に当たっては、保護者の理解等民営化に向けた条件の整備状況を見極めながら、柔軟に対応する必要がある。

具体的な年次計画については、今後市において策定すると思われるが、例示すれば次のとおりである。

ア 平成 21 年度民営化対象施設

愛宕保育所（小名浜地区	定員 150 名）
梅香保育園（平地区	定員 100 名）
植田保育所（勿来地区	定員 110 名）
好間保育所（好間地区	定員 70 名）

イ 平成 25 年度民営化対象施設

錦保育所（勿来地区	定員 100 名）
綴保育所（内郷地区	定員 120 名）
渡辺保育所（小名浜地区	定員 50 名）
常磐第一保育園（常磐地区	定員 50 名）

2 公立保育所の整備

公立保育所の整備に当たり、原則として都市部の保育所は民営化することとしているものの、当面優先して民営化する 19 施設を除く施設（16 施設）及び中山間部の施設（7 施設）のうち、17 施設が現時点において減価償却年数を超えている状況にある。

このような中であって、公立保育所の改築は、平成 12 年度以降行われておらず、このままでは、将来多くの施設が一斉に改築時期を迎えてしまうことになることから、計画的に整備を進める必要がある。

着実に整備を行うに当たっては、次の考えにより実施することが望ましいと考える。

(1) 整備する保育所の選定

統合する保育所の選定基準

- ア 隣接に（概ね 4 k m の範囲内に）公立保育所があり、かつ、生活圏が同一である
- イ 両施設とも老朽化している（減価償却年数を経過している）

単独で整備する保育所の選定基準

「民営化する保育所」及び「統合する保育所」の対象施設を除き、次の基準に該当する保育所を対象とする。

- ア 中山間部の保育所
- イ 老朽化している（減価償却年数を経過している）保育所

(2) 整備する保育所の優先順位

公立保育所の整備については、次の判断項目により優先順位を付した上で、計画的に実施する。

建築後経過年数

建物構造

避難所指定の状況

入所児童数

敷地状況

(3) 年次計画（例）

老朽化した施設については、早期に整備する必要があると考えるが、現下の厳しい市行財政環境を踏まえ、2年に1か所の整備を基本とする。

なお、具体的な年次計画については、今後市において策定すると思われるが、例示すれば次のとおりである。

平成 20 年度整備（平成 21 年度供用開始）

鹿島保育所・住吉保育所の統合施設整備

平成 22 年度整備（平成 23 年度供用開始）

御厩保育所・高坂保育所の統合施設整備

平成 24 年度整備（平成 25 年度供用開始）

遠野保育所の改築整備

平成 26 年度整備（平成 27 年度供用開始）

泉保育所・玉露保育所の統合施設整備

(4) 廃止を検討する保育所の選定

施設の廃止に当たっては、入所児童の廃止後における処遇の確保に十分配慮する必要があることから、廃止を検討する保育所の選定は、次の基準の全てに該当する保育所を対象とする。

ア 入所児童数が3年度間継続して30人を下回っている保育所

イ 地域内（概ね4kmの範囲内で、かつ生活圏が同一である）に当該保育所の児童を受け入れできる代替施設がある

ウ 老朽化している（減価償却年数を超えている）保育所

エ 地域内で大規模な住宅団地の造成等、人口増加を伴う開発計画がない

なお、現時点において、廃止を検討する保育所はない。